

一人につき10万円が給付されます

特別定額給付金



■問合せ 特別定額給付金相談窓口(役場1階住民相談室) ☎029-885-0340(内)104

一人あたり10万円の一律給付を柱とする国の2020年度補正予算案は、4月30日に成立しました。新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業が実施されることになりました。

- ◎給付対象者 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方
- ◎受給権者 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主
- ◎給付額 給付対象者一人につき10万円
- ◎給付金の申請及び給付の方法 感染拡大防止の観点から、給付金の申請は「郵送申請方式」および「オンライン申請方式」を基本とし、給付は、原則として世帯主(申請者)の本人名義の銀行口座への振込みにより行います。

▼郵送申請方式

村から世帯主宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに、同封の返信用封筒(切手不要)で村に郵送してください。

必要書類

- ・申請者の本人確認書類写し(運転免許証またはマイナンバーカード等の写し等)
- ・申請者の本人名義の銀行口座確認書類写し(口座名義人がわかる通帳またはキャッシュカードの写し等)

村から申請書郵送日 5月25日(月)

受付期間 5月29日(金)～8月28日(金)まで ※受付期間終了後は申請を受け付けることはできません。

最速支給開始日 6月5日(金)

▼オンライン申請方式(世帯主がマイナンバーカードをお持ちの方)

マイナポータル(<https://myrna.go.jp>)から特別定額給付金の申請を選び、必要事項を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードしてください。

申請に必要なもの

- ・署名用電子証明書付のマイナンバーカード
- ・パソコンとICカードリーダーライター(またはマイナンバーカード対応のスマートフォン)

受付期間 8月28日(金)まで

最速支給開始日 5月15日(金)

！ 振り込め詐欺、個人情報の詐取に注意してください ！

特別定額給付金について、美浦村や総務省などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。また、URL付きのメールを送り、リンク先で申請手続きを求めることもありません。

「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」などの詐取に注意してください。自宅や職場などに、不審な電話がかかってきたり、郵便やメールが届いたりしたら、警察相談専用電話(#9110)まで連絡してください。